

別表第二 認定設置運営事業者等の区分経理の方法（第六条第一項（第七条において準用する場合を含む。）関係）

- 1 認定設置運営事業者等が行う業務に係る資産並びに費用及び収益のうち、法第二十八条第二項又は第三項の業務に係る資産又は費用若しくは収益として特定できるものは、それぞれの業務に直接配賦すること。
- 2 認定設置運営事業者等が行う業務に係る資産及び費用のうち、法第二十八条第二項又は第三項の業務に係る資産又は費用として特定できないものは、次の方法によって配賦すること。
 - 一 有形固定資産 施設の床面積比又は固定資産金額比
 - 二 無形固定資産 施設の床面積比又は固定資産金額比
 - 三 営業費用
 - イ 人件費 勤務時間比
 - ロ 広告宣伝費 営業収益の比
 - ハ 業務委託費 勤務時間比
 - ニ 消耗品費 勤務時間比
 - ホ 修繕費 固定資産金額比
 - へ 租税公課
 - (1) 固定資産税 固定資産金額比
 - (2) その他 勤務時間比
 - ト その他 営業収益の比